三重県ＤＶ被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議設置要綱

（設置）

第１条　三重県における困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力被害者（以下「ＤＶ被害者」という。）への適切かつ円滑な支援を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第 52 号。以下「困難女性支援法」という。）第 15 条第１項に基づく「支援調整会議」及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「ＤＶ防止法」という。）第５条の２第１項の規定に基づく「協議会」として、「三重県ＤＶ被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議」（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

（構成）

第２条　支援調整会議は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議をもって構成する。

２　前項に掲げる会議のうち、代表者会議の構成員は、別表に掲げる機関・団体等から選出された者とする。

３　第１項に掲げる会議のうち、実務者会議及び個別ケース検討会議の構成員は、会議の開催毎に、困難な問題を抱える女性への支援に携わる者の中から、地域の支援体制や個別ケースの状況を踏まえて別に定めるものとする。

（代表者会議）

第３条　代表者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者への支援体制の地域における全体像及び支援調整会議全体の評価等に関すること。

（２）困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者への支援を行うために、必要な関係機関の連携体制の構築に関すること。

（３）困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者への支援を行うために、必要な情報の交換及び支援内容の協議に関すること。

（４）「三重県ＤＶ防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」（以下「計画」という。）における数値目標の進捗状況や施策の実施状況の評価等、計画の適切な進行管理に関すること。

（５）その他、困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者への支援のために必要な事項の検討に関すること。

２　代表者会議は、三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課長が主宰し、原則として年１回以上開催するものとする。

３　前項の規定以外に、三重県福祉事務所が所管する地域においては、必要に応じて各県福祉事務所長が各地域の代表者会議を主宰し、開催することができるものとする。また、所掌する事項は第１項の（１）から（３）及び（５）に掲げるものとし、構成員については、各県福祉事務所長が地域の実情を踏まえて別に定めるものとする。

４　代表者会議の主宰者が必要と認めるときは、代表者会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

（実務者会議）

第４条　実務者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）個別ケースの支援方針の見直しや支援対象者の実態把握等に関すること。

（２）実務者レベルでの情報共有、支援事例の共有、実務に即した専門知識の研修等、支援者の支援に関すること。

２　実務者会議は、代表者会議の構成員からの求めなどにより、必要に応じて三重県女性相談支援センター所長が主宰し、開催するものとする。

３　第２条第３項に定める会議の構成員は、三重県女性相談支援センター所長が定めるものとする。

（個別ケース検討会議）

第５条　個別ケース検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）支援対象者の把握に関すること。

（２）一時保護や女性自立支援施設への入所等、ケースに応じた支援方針の検討に関すること。

（３）一時保護中や女性自立支援施設入所中のケースの状況把握と支援方針の検討に関すること。

（４）ケース毎の支援状況の共有に関すること。

（５）機関間の連絡調整に関すること。

２　個別ケース検討会議は、代表者会議の構成員からの求めなどにより、必要に応じて三重県女性相談支援センター所長が主宰し、開催するものとする。

３　第２条第３項に定める会議の構成員は、三重県女性相談支援センター所長が定めるものとする。

（意見の聴取等）

第６条　支援調整会議の主宰者は、第３条から第５条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第７条　支援調整会議の構成員は、困難女性支援法第15条第５項及びＤＶ防止法第５条の３の規定に基づき、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

２　前項の規定に違反した者は、困難女性支援法第 23 条及びＤＶ防止法第 30 条の規定に基づく罰則が適用される。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は、三重県子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課長が定める。

附　則

この要綱は、令和７年１月１６日から施行する。ただし、第３条第１項第４号の規定は、計画策定の日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年３月１３日から施行する。ただし、第３条第１項第４号の規定は、計画策定の日から施行する。

別表

区分	機関・団体名
福祉施設	女性自立支援施設
	三重県母子生活支援施設協議会
福祉関係	三重県民生委員児童委員協議会
	三重県母子寡婦福祉連合会（三重県母子・父子福祉センター）
医療関係	公益社団法人　三重県医師会
	公益社団法人　三重県歯科医師会
法曹関係	三重弁護士会（ＤＶ被害等支援センター・犯罪被害者支援センター）
	日本司法支援センター三重地方事務所（法テラス三重）
心理関係	一般社団法人　三重県公認心理師会
男女共同参画関係	三重県男女共同参画センター　フレンテみえ
民間団体	ＮＰＯ法人　女性と子どものヘルプライン・ＭＩＥ
	ＮＰＯ法人　ＭＣサポートセンター　みっくみえ
	ＮＰＯ法人　太陽の家
行政機関	津地方法務局　人権擁護課
	三重県警察本部　生活安全部　人身安全対策課
	三重県教育委員会事務局　生徒指導課
	三重県教育委員会事務局　人権教育課
	三重県環境生活部　ダイバーシティ社会推進課
	三重県環境生活部　くらし・交通安全課
	三重県人権センター
	県福祉事務所代表
	市福祉事務所代表
	三重県女性相談支援員連絡協議会
	三重県女性相談支援センター
	三重県子ども・福祉部　子どもの育ち支援課
	三重県子ども・福祉部　児童相談支援課
	三重県子ども・福祉部　家庭福祉・施設整備課